

令和8年度

「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費  
(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野))」

公募要領

令和8年4月

株式会社 野村総合研究所

## 「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費

(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野))」に係る公募要領

株式会社野村総合研究所では、経済産業省からの受託事業「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野))」の一環として、省エネルギー等の分野で「国際標準の獲得・普及促進」を行う実施者を以下の要領で広く募集します。

なお、経済産業省では、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

### 1. 事業の目的(概要)

第4次産業革命の時代を迎え、新たなルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。

このため本事業では、我が国が強みを有する省エネルギー等に関する製品・システム等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集等を通じた国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築、議長・国際幹事等の役職者の候補となる若年層人材の育成などの事業を実施します。

### 2. 事業内容

令和8年度は、国際標準開発活動<sup>1</sup>の委託事業として、別紙1に示す7の新規個別テーマについて、それぞれ実施者を公募します。なお、翌年度以降において、必要に応じて個別テーマ・内容の見直しを行う場合があります。その場合の具体的な実施テーマ等については、経済産業省との協議のもと、当社が選定することを予定しております。

委託事業の期間は別紙1のテーマ毎に示された期間が上限となりますが、上限までの期間の契約を確約するものではありません(単年度契約)。

---

<sup>1</sup> 国際標準開発活動には、ISO・IECと協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じたISO・IECの国際標準開発活動を含むものとします。なお、ISO・IECと協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML(国際法定計量機関)、UNECE(国連欧州経済委員会)、CIGRE(国際大電力システム会議)、IEEE(米国電気電子学会)、CIE(国際照明委員会)、VAMAS(新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト)、CEN(欧州標準化委員会)、CENELEC(欧州電気標準化委員会)等があります。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～令和9年2月26日

※翌年度以降において、必要に応じて個別テーマ・内容の見直しを行う場合があります。

### 4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当社との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。なお、以下のi～ivを全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとする。
  - i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
  - ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。
  - iii. 法令を遵守すること。
  - iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
- ⑤ 規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。
- ⑥ 事業目的を着実に達成するため、国からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできること。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑧ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑨ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑩ オンライン会議を主催するときは、経済産業省が指定するWeb会議サービス（令和8年3月末時点では、Webex、Teams）を使用すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：7件
- (3) 予算規模：別紙1に記載のある金額を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当社と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を当社に納入<sup>2</sup>。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払<sup>3</sup>となります。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づく書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和8年4月8日（水）

締切日：令和8年5月11日（月）12時必着

### (2) 説明会の開催

本件に関する説明会を以下のとおり実施します。

以下日時に、Microsoft「Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせ先へ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和8年4月14日（火）12時までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡して頂くとともに連絡先を登録してください。

令和8年4月15日（水）10時00分

### (3) 応募書類

① 以下の書類を、(4) 応募書類の提出先に電子メールにてご提出ください。

#### ・ 提案書

「別紙2」に基づいて日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きにしてください。

<sup>2</sup> 電子媒体を納入する際、当社が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

<sup>3</sup> 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）及び直近の財務諸表複数の方で共同提案するときは、各社分ご提出ください。
  - ・ 当社から提示された契約書に合意することが委託先選定の要件となります。「8. 契約について」で契約書の参考URLを掲載しておりますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。なお、契約書は契約段階で変更になる可能性があることをご承知ください。
  - ・ 応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文の写1部を添付してください。
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。
  - ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
  - ④ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### (4) 応募書類<sup>4</sup>の提出先

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部内  
「令和8年度エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費」事務局係  
〒100-0004 千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
電子メール： iso-meti@nri.co.jp  
電話番号： 080-5877-7317（雪野・名武・苅部）

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。  
なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「4. 」の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、「1. 」本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

<sup>4</sup> 資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、当社と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当社及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

概算契約書

([https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r8gaisan-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r8gaisan-1_format.pdf))

バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書

([https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r8bayhdole-dm1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r8bayhdole-dm1_format.pdf))

なお、当社から提示される契約書（案）に基づき、受託業務の実施に際し、経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことをご了承ください。

また、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

- (2) 再委託比率が50%を超える場合

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、当会及び委託元である経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。  
なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業  
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業  
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業  
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要

	する経費
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 運搬費（郵便料、運送代等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 翻訳通訳、速記費用 規格購入費
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づく書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を

禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 技術的内容を含む他省庁等との連携調整
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

- (3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- (4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (5) 提出された提案書等の応募書類及び再委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について委託元である経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙とし

て分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については委託元である経済産業省と調整を経て決定することとします。

#### 1 1. 問い合わせ先

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部  
「令和8年度エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費」事務局  
担当：雪野・名武・苅部  
E-mail：iso-meti@nri.co.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問合せは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和8年度エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

#### 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、野村総合研究所と経済産業省が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「令和8年度エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはございません。

また、野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<https://www.nri.com/jp/security.html>

個人情報の取り扱いについて：<https://www.nri.com/jp/privacy.html>

以上